

平成29年度

政策対応型調査研究・試作開発事業

公 募 要 領

平成29年6月

公益財団法人さいたま市産業創造財団

目 次

	ページ
1 事業の概要	2
(1) 目的 (2) 事業の対象範囲 (3) 調査研究・試作開発課題の募集分野	
(4) 事業期間 (5) 応募資格 (6) 調査研究・試作開発の期間と委託額	
(7) 新規採択件数 (8) 事業の性格 (9) 仕組み	
2 応募手続	4
(1) 応募	
3 委託先の選定	5
(1) 選定方法 (2) 審査基準 (3) 審査結果の通知 (4) その他	
4 契約	6
(1) 委託契約の締結 (2) 委託金額の支払い (3) 委託費の内容	
(4) 研究成果	
① 研究成果報告書 ② 研究成果の帰属 ③ 研究成果の公開	
④ その他	
* 提案様式	別添

政策対応型調査研究・試作開発事業

公募要領

公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）では、さいたま市の経済発展に貢献する付加価値の高い新技術・新製品・新サービスを創出するための調査研究・試作開発テーマを、以下の要領で広く募集します。

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、さいたま市内に事業所を置く中小企業が、さいたま市の産業興政策に沿った、成長が期待される産業分野に進出を目指す、もしくは従来の技術を高度化する場合に必要な新技術・新製品・新サービスを創出するため、大学等研究機関・医療機関・大企業の協力を得ながら、効果的に開発プロジェクトの立ち上げを行うための各種調査研究・試作開発を支援するものです。

(2) 事業の対象範囲

本事業は、市場ニーズや研究開発動向の調査、課題解決手法の妥当性の検証等を目指した調査研究・試作開発を対象とします。

(3) 調査研究・試作開発課題の募集分野

平成29年度は、次のいずれかに該当する提案とします。

- ① さいたま市の総合振興計画の後期基本計画の重点戦略や実施計画に沿った分野の調査研究・試作開発。
- ② さいたま市の産業振興の重点プロジェクトに沿った分野の調査研究・試作開発。

(4) 事業期間

委託契約を締結した期日より平成30年2月28日までとします。

(5) 応募資格

さいたま市内に事業所を置く中小企業を中心とし大学等の研究機関・医療機関・企業等のいずれかを含む共同研究体。

(6) 調査研究・試作開発の期間と委託額

- ① 本事業の期間は単年度とします。
- ② 1 共同研究体に対して、研究開発費を70万円以内で支払います。

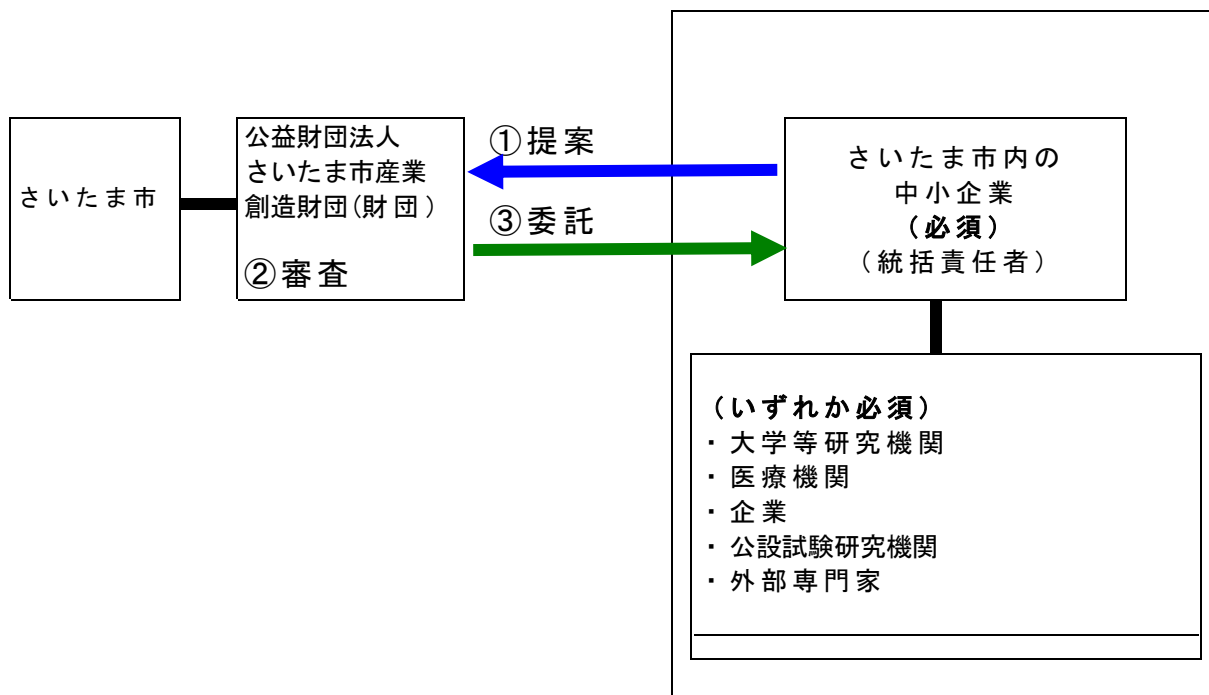
(7) 新規採択件数

3 件程度（予定）採択します。

(8) 事業の性格

本事業は、財団から「産」（中小企業）に対して、調査研究・試作開発（以下、本事業とする）を委託するものです。
（補助金ではありません。）

(9) 仕組み



- ① 「企業（統括責任者）」は、「大学等」と共同研究体を組み、作成した提案書を財団に提出します。
- ② 「財団」は、審査会を開催し、審査を行い採択・不採択を決定します。
- ③ 「財団」は、「企業（統括責任者）」と委託契約を締結します。
なお、「企業（統括責任者）」は共同研究体を構成する「大学等研究機関・医療機関・企業」と必要に応じて共同研究契約等を締結します。

2 応募手続

(1) 応募

① 提案者

提案は必ず「企業（統括責任者）」が行ってください。

② 提案様式

- ・ 提案様式は、本公募要領によるものを必ず使用してください。
これに示された形式以外での提案書は認められません。
- ・ 提案書の用紙の大きさはA4判で、片面印刷をお願いします。
- ・ 記入に際しては、内容の正確を期すため、パソコンなどで作成し、判読しやすいものにしてください。
- ・ 提案書類は日本語で作成してください。

③ 必要書類

- ・ 提案書 …………… 正1部
共同研究体の統括責任者が所属する企業等の押印があるものに限ります。
- ・ 決算報告書
（直近2期分）…………… 1部
※事業年度が、2期分に満たない場合は、直近期決算報告書
- ・ 提案書を入力したCD等 …………… 1枚
（ソフトは、「Microsoft Word」）
- ・ その他 補足資料…………… 1部

④ 応募受付期間

平成29年6月19日（月）～平成29年7月21日（金）

⑤ 提出先

公益財団法人さいたま市産業創造財団 支援・金融課
〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-4-3
TEL 048-851-6652 FAX 048-851-6653

3 委託先の選定

(1) 選定方法

委託先の選定は、当財団にて開催される審査会での提案内容の審査結果を踏まえて行います。

(2) 審査基準

審査会の委員等は、「2 応募手続き」を満たしている提案内容について、以下の項目を基に評価し、総合的に審査します。

- I 調査研究・試作開発の目的、目的達成のための課題設定及びその解決方法が適切であるか。
- II 調査研究・試作開発の成果が、新技術・新製品・新サービスを創出につながるか。
- III 各種政策との整合性はどうか。
- IV 事業実施体制は適切か。

(3) 審査結果の通知

採択、不採択の通知は、財団から統括責任者にお知らせします。

(4) その他

提出書類は委託先の選定のためにのみ使用いたします。提案書等は返却しませんのでご注意ください。

本制度では、企業秘密の保持の観点から提案者の了解なしには提案の内容等の公表は行いません。提案書類の取り扱いも厳重に行います。

なお、採択案件に限って、様式第1号の記載内容、共同研究体構成メンバー及び契約金額については公表する場合がありますが、当該部分の公表について事前に提案者の了解を得た上で扱わせていただきます。

4 契約

(1) 委託契約の締結

採択された企業と、財団が委託契約を締結することになります。

なお、契約金額は必ずしも提案金額とは一致するものではありません。

また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのであらかじめご了承ください。

(2) 委託金額の支払い

委託契約終了後、実績報告書の提出を受けて、委託金額を確定した後に全額の支払いとなります（精算払い）。

(3) 委託費の内容

財団が負担する委託費は、「政策対応型調査研究・試作開発事業」という財団の事業を委託契約に基づき受託者が実施した業務に対する対価として支払われるものです。

なお、受託者は、財団の承諾を得て、受託業務の一部を再委託することもできます。（「産」から「学」等への再委託）

対象とする経費は、研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費とします。

具体的には、以下の項目の経費とし、「産」から「学」等への再委託の場合は準用してください。

① 消耗品費

試作品の開発に必要な原材料、部品、消耗品等の購入に係る経費

※消耗品費に該当する物品の購入は、耐用年数1年未満または取得価格が10万円（税抜き）未満のものとなります。

※購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。

② 賃貸借費

機械装置備品のレンタル・リース代、レンタルサーバー代等

※所有権移転型ファイナンスリースは補助対象経費として計上できません。

※リースの場合、その期間については合理的な期間を設定し、各年度の事業委託期間中に要する経費のみとします。契約期間が事業委託期間を超える場合の対象経費は、按分等により算出された事業委託期間分となります。

③ 外注費

原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外部（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。）で行う場合に外注先への支払に要する経費

※外注先が機械装置備品を購入及び改造する費用は委託対象外となります。

④ 共同研究費

本事業について、受託者が大学等と共同研究するのに要した経費

⑤ 委託費（再委託）

事業の遂行に必要な調査等を共同体の構成員以外へ委託するために支払われる経費

※委託契約の締結が必要となります。

※委託費を計上する者は、当該委託契約に基づき委託先に対して、当該委託内容の成果、経理処理状況の妥当性を確認した上で、委託金額を確定する必要があります。

※委託費として、計上できるのは委託対象経費とされている経費に限りますが、次の経費については、委託費として計上することは認められません。

謝金、会議費、印刷製本費、賃貸借費に該当するもの

※共同体内での委託契約に係る費用の計上は不可。

⑥ 謝金

アドバイザーや共同体外部の知見者から技術指導（技術流出防止を含む）を特に必要とする場合に支払われる謝金に係る経費

⑦ 技術導入費

知的財産権等の導入が必要となる場合に所有者等に支払われる経費

⑧ 調査費

本事業の遂行に必要な知識、情報、意見等の収集のための、競合技術等の調査に要する経費

⑨ 旅費・交通費

本事業を遂行するために特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、受託者の企業の旅費規程等により算定された経費。

（グリーン車、ビジネスクラス以上の交通費は除きます。）

⑩ その他経費

i) 報告書作成費

成果報告書の印刷・製本（電子ファイル作成）に要した経費

ii) 会議費

事業遂行にあたり必要な知識、情報、意見等の交換、検討を行うための委員会開催に係る経費

iii) 運搬費

試作品や加工品等を共同体内で移動する場合に要する費用、共同体内から外注先への配送に係る費用等の支払いに要する経費

⑪ 消費税及び地方消費税の記載について

上記①から⑩の項目は消費税及び地方消費税額を除いた額で算出し、その総額に消費税及び特別消費税率を乗じた額を記入してください。

⑫ 対象経費全般にわたる留意事項

i) 次のいずれかに該当する経費については委託対象外となります。

- ・ 採択日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水道費・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・ 不動産の購入費
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 収入印紙
- ・ 振込等手数料（代引手数料含む）
- ・ 公租公課
- ・ 還付制度のある海外付加価値税
- ・ 各種保険料
- ・ 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの
（例えば、パソコン、プリンタ、自動車等（修理費・車検費用含む）など）の購入費
- ・ 中古品の購入費
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認めら

れる経費

- ii) 共同研究体内（アドバイザーを除く）での取引にかかる費用を補助対象経費に含める場合には、利益排除を行い原価とする必要があります。同様に、自社調達を行う場合にも、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。
- iii) この事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、単価50万円（税抜き）又は事業者が定めた内規等に抛り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。
- iv) 試作品の有償譲渡（ただし、サンプル出荷等川下業者からの評価を受けることを目的として、事業者が支出した原価相当での有償譲渡を除く）や製品の販売を行うなどの営利活動に値する行為は認められません。

（4）研究成果

① 研究成果報告書

本事業の実施期間の終了日までに研究成果報告書を財団に提出していただきます。

② 研究成果の帰属

本事業を実施することにより、特許権等の知的所有権が発生した場合、その知的所有権の帰属先は、以下の3条件を遵守していただくことを条件に、原則として共同研究体の構成員となります。詳細については、財団にお問い合わせください。

- a 知的所有権に関して出願・申請の手続きを行った場合、遅滞なく財団に報告すること。（委託事業終了時より、原則として3年間）
- b 財団が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、財団に対し、当該知的所有権を無償で利用する権利を許諾すること。
- c 相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、財団が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと

③ 研究成果の公開

財団は、研究成果報告書を取りまとめて公開する等積極的な普及活動に努めるものとします。

④ その他

- a. 財団が開催する成果発表会等に積極的に参加をお願いします。
- b. 研究成果報告書提出後、事業効果の確認のため、一定期間経過後に事業効果確認書を提出していただきます。

(ご参考)

- ・ さいたま市総合振興計画後期基本計画

<http://www.city.saitama.jp/006/007/004/011/003/004/p036911.html>

- ・ さいたま市産業振興ビジョン

<http://www.city.saitama.jp/005/002/010/003/p001559.html>